議

案

書

一九九六年 支部自由法曹团神奈川

総支

会 部

箱根湯本・ホテルおかだ一九九六年二月二四・二五日

労働問題

ゆくこととする。

にも上瀬谷問題等の具体的事例の取組みを強めて

沖縄への連帯という指摘を重視したい。そのため

昨年一二月二五日一括解決。一九年二カ月二週星山:東電の解決報告をベースにして問題提起をする。

た。五つの勝利判決は、模範六法労基法三条掲載また、三○人が定年退職となり、長い闘いであっ数億円の解決金。しかし四人の原告が亡くなった。出の闘い。解決内容は公開しない約束。新聞報道間の闘い。解決内容は公開しない約束。新聞報道

条、三二条等でも問題提起した。胸を張っていい円、コンスタントな配当。憲法一二、一九、二一世界一大きい会社が被告。経常利益年に数千億

判例となる。

いるが、三月判決はさけられそうもない。 大企業にも勝てる。中部電力も解決に向かって

て夜食からの排除、コーヒー会からの排除。全面一六五名の原告が頑張った。共産党だからといっ

的差別攻撃のなかでよく闘った。

る。その中で勝った意味は大きい。司法の傾向は原告に立証責任を厳しく求めてい

場内の最大拠点で勝った意味大きい。た意味も大きい。首都圏で司法反動と闘って、職部を攻撃。反共労務政策の展開。この拠点で勝っ会社は鶴見火力を共産党勢力の拠点として執行

た。がひどい。どんな裁判官でもこれはひどいと考えがひどい。どんな裁判官でもこれはひどいと考え用性ないとの判断をしてくれた裁判所。賃金差別用となるとの判断をしてくれた裁判所。賃金差別には、ある探し証人の信

じ小林裁判長で負けさせた。全税関の裁判、全く請求の拡張していない。同

激しさだと思う。しかし、東電は勝たせた。理由は、賃金差別の

出したものを甲号証として使った。分子の排除に関する東電側証拠として甲府地裁に反共労務政策の激しさ。河村弁護士が生産阻害

の闘いの中に位置付けた。司法反動との闘いも重要である。神奈川ではこ

〉 討

前橋から千葉に至るまでの勝訴判決の流れの中

でいい判決をとれた。

問題点

短縮できなかったのか。しかし、一〇年間の総論一八年の法廷闘争(一一三回)、もっと総論を

各論五一名証拠調べやりきった。集中証拠調べで勝ったからこそ勝てた。

はよくやった。

深めるべき課題はある。原告団・弁護団・支援の三者の団結の問題では

いわれるのは問題ではないか。てを取り仕切るのが争議の常識であるかのように的解決をすればよい」とあたかも支援共闘がすべ的解決をすればよい」とあたかも支援共闘がすべ

者である原告であると思う。 三者がそれぞれの役割を担うが、主役は、当事

議 〈

ことを分かってもらいたい。ご指摘の意見(議案を前提に支援共闘が解決に責任を負うのだという)・原告団が全員一致で解決方法に賛成した。それ

書)は承知している。

ながら協力関係を続けていきたい。いろいろな問題は議論しながら、共通点を認識し

②:一一・二三について。毎年やっていたが昨年なの関と職自連、争議団、神奈川労連などでやっていめ、春くらいから会議がもたれなかった。争議団が頑張っていたが、みんなとてもできる状況ではが頑張っていたが、みんなとてもできる状況ではなく(ぼくも含めて)、ポシャってしまった。争議団が頑張っていたが、みんなとてもできる状況ではなく(ぼくも含めて)、ポシャってしまった。

とを潔しとしない、という風潮もあった。係(団結問題)についてのことになってしまうこ議論の対象が弁護団、争議団、支援共闘との関

③:解決へのプロセスについて

④:支援共闘には弁護団は入っていない。支援共闘解決交渉は弁護団をOMITして進んだのか。

本格的な自主交渉は横浜地裁判決の直後から始の間で議論となり、そうなった。

ある程度煮詰まった段階で年度内解決もありう

まった。

いが、報告も受け、意見も言っている。結局一年かかった。弁護団は交渉には入っていな解勧告を求めた。その後支援共闘が交渉をしたが、経動告を求めた。その後支援共闘が交渉をしたが、

は、解決のヘゲモニーをとりたい、「俺の言うこ

⑤:昨年一一月横浜人活と国労神奈川闘争団の集会が東京の九段会館で行われた。この集会には、国労働運動分野から発言したのはこの二者だけであった。この集会で全労連と神奈川争議団が発言した。労働運動分野から発言には問題があった。一つは制た。この二者の発言には問題があった。一つは制限時間を守らず延々と発言したのはこの二者だけであった。で発言できるようにした主催者や国労にそれなりの謝意を表すべきであろう。労働運動を進める側の謝意を表すべきであろう。労働運動を進める側に運動に必要なモラルが欠けているようだ。

⑦:解決の責任という言葉がご都合主義的に使われ ⑧:山本さんの問題。全国一般が主導型の支援共闘 えるという例もある。自分は支援共闘の会議にで と言われる。 議で山本さんがこれはひどいというと、生意気だ だったら自分一人でやれ」ということをいう。支 の意向を無視して決めてしまう。「判決をとるん だが、全国一般が責任をもつということで、本人 ているような気がする。 たいという気持ちが最近薄れている。 支援共闘をおりる人もでてて、支援共闘を作り替 共闘を仕切っていて、なんでも指導する、解決の 解で本人の意向が反映されにくい。あとあと、会 援共闘としては、本人をはずして会議をやり、和 水準も自分で決めるという事態になった。そして、 れたことだと思えない場合もある。一組織が支援 とを聞け」という態度が見える。民主的に決定さ

ついて、問題があることを認識していない。話し自分たちが主導で本人を無視して進めることに

⑥:昔は支援共闘と一緒に頑張ってきたが、この頃

をしても理解を得られない。

⑨:争議団の問題と全国一般の問題は異なる。

ーー・二三は本当に意義のあるものだったかどうか、一昨年は弁護士の参加は少ない、争議団の計したが今はこない。東電の人たちは事前準備していたからよかったが、他の争議団は必ずしもそういという点で一致していた。あらためて一・二三はやる価値があるのか検討する必要があると思う。はやる価値があるのか検討する必要があると思う。はやる価値があるのか検討する必要があると思う。はいという点で一致していた。最近は相互批判よりも、一方的に決めてくる傾向がある。どうしてだろうか。

見がでなくなったのではないか。参与委員をどうするかについて、お互い率直な意

気まずいような感じになったのが尾を引いてい

る。意思統一をする土台が崩れた。

ないのは争議団に入らないからだ、という意識がる。「争議団に入れば裁判に勝てる」。裁判に勝て処:司法反動化という意識が争議団になくなってい

□:私はほとんど全ての支援共闘に関わっている。□:私はほとんど全ての支援共闘に関わっている。回:私はほとんど全ての支援共闘に関わっている。

般化しないでほしい。

神奈川でも参加してほしい。にして議論する。当該、支援共闘と弁護団の団結問題を一つの柱

⑩:大企業のたたかう労働者の多くは定年が近い。

事務所の一五周年、二〇周年、二五周年を支えて くれたメンバーもほぼ変わっていない。一一月二 三日の集会も弁護士を含め毎年集まるメンバーに 変化がないのではテーマを変えても活力が出ない。 たたかいの火種を職場に残すにはどうすればよ いかとの問題意識をもって大企業職場での活動に 係わることが求められている。企業の職場支配は 保わることが求められている。企業の職場支配は ということもある。職場に影響を与える運動を知 ということもある。職場に影響を与える運動を知 ということもある。職場に影響を与える運動を知

⑪:労働運動の引き継ぎについて。弁護士にもいえ

る。

というのは昔だけ。最近は若手がこない。楽しくというのは昔だけ。最近は若手がこない。楽しく

いる。労働事件はいろいろな事件の中での一つで若手はホットラインの方が楽しいとしてやって

しかない。労働事件で結集することができなくなっ

た。

18:集団の力を押しつけられるようなイメージがあ若者に楽しみを伝えていく努力は必要。

る。

たんだろう」という疎外感を感じる。 旗開きは、正面に赤旗があって「僕はどこに来

補完として位置している。市民的労働事件の方が、できているのも一つの原因になっているのではないか。一○年ほど前には、みんな労働法では片岡いか。一○年ほど前には、みんな労働法では片岡できているのも一つの原因になっているのではなる、そこから出発し集団的な労働関係を中心に捉着手の法曹が離れるのは、大学の教科書が変わった。

◎:組織がない人、労働基準法があってないがごと

構造的にもとらえやすい。

をやっているが、楽しい。(僕は古いタイプの人間。いろいろ集団的な事件)

②:旗開きで楽しみを感じないのは当然。

支援共闘の判断に従えと言われても、俺だったらの はうな具体的な救済の必要があって関わっている。 感じがする。どこで意思決定がなされるかわから 感じがする。どこで意思決定がなされるかわから な頑張って事件やっていると思う。頭が下がる。 な頑張って事件やっていると思う。頭が下がる。

②:千代田化工の問題。

冗談じゃないよ、と思う。

り合える部分もある。といいと思う。そうすることによってお互いわかくなってきたんじゃないか。いろいろ言ってやるくなってきたんじゃないか。いろいろ言ってやるに出て行ってしゃべくる。酒の勢いも借りて。丸

◎:今の労働者は闘う気概が変な方向に向かってい

うのが見える。未組織の組織化は昔あったのに、一回限りの労働事件は取り上げたくない、とい

今はそういう気概がないのではないか。

有能なオルグが目につかない。労働者の部隊で

も考えないといけない。

を増やさないといけない。に精一杯。しかし、自分たちを守るためにも仲間に特一杯。

負わせると弁護士の後継者が育たない。そういうスタンスで勧誘するとダメ。重い負担を砂:運動を広げる重要性はあるが、新しい弁護士に

に工作する。組合は新人に誘いをかけない。会社は新人が入ってくると組合に入らないよう

るかも集団的な討議が必要。もう少し運動を広げるために弁護士が何ができ

### ~ 本日の締めくくり ~

篠原:去年討議し、神奈川労連とも懇談し、一定の改善 で議論してゆきたい。

前進はある。 丁寧になったという。外枠が変わっているだけでも に聞いたら、支援の側で「…先生」と言葉づかいが 現象的なことだが、一年議論して、その後弁護士

合闘争委員会により団結を深め、接点を見い出すた けをして懇談してみたらどうかと考えている。 めに、一一・二三集会の課題を含めて、再び投げか 前進面を引き出して弱点を克服する議論ができない くいっている支援共闘もあるんだよ、という積極面 うまくいっている支援共闘もある。こういううま 委員長が交代し新しい体制になった神奈川労連反

との交流の企画を検討したい。 も、深めた議論をする必要がある。団支部と争議団 告団(争議団)のスタンス、あり方・役割について いのだろうか。三者の団結を考えるにあたって、原 支援共闘の問題だけではなく、原告団の問題もな

するのがいいか、討議のあり方を考える必要がある。 も限定されてきている。軸足論など同じ課題で議論 一一・二三については、結集の状況が、弁護士側

> ほうがいい、団としてやっていこうと思う。他方、 その内容、もち方も議論してみる必要がある。 る必要がある。場合によっては、視点を新たにして そのためにも構成団体できちっとまとめの会議をや ほしい。一一○番を受けるかどうかの結論と弁護士 弁護士を使うだけでなく、労連でも運動を頑張って 神奈川労連から提起された一一〇番運動はやった

## 第二日目(二月二五日)の討議

の配置は三月四日幹事会で議論する。

#### 二 オウム・坂本問題 報 告

1

だろうか。

(1) 小野(救う会)

総括会議が開かれた。

警察関係の総括

まだ総括は終了していない。

ちんと捜査させる必要がある。 行方不明者、滝本弁護士襲撃事件の捜査についてき 捜査は三月末に終結する見込みである。一〇名の

言って、私にとっても緊張して充実した会議でした。取組は弱いのではないか等々のご質問、ご意見を伺い、正直団本部の方針はどうか、あるいは、この点について団本部の

更に、神奈川支部の執行部の方々がいかに団員の結集をは気配が濃厚です。

頂戴し、大いに気を良くして帰宅した次第です。頂きました。帰り際には、同期の野村先生からプレゼントを夜の懇親会はアット・ホームな雰囲気で、私も楽しませて

ありがとうございました。

## 労働問題に対する大きな関心に驚き

自由法曹団県支部の総会に参加して一

(神奈川労連) 松本一一吉弘、

私は今回はじめて参加させていただきましたが、テレビではお見かけしていても直接お会いするのが初めての方や知らまず驚いたところです。総会といえば経過報告や方針論議など、型通りに進行するものだと思い込んでいましたが、さす家の立場からの指摘に学ぶところが多くありましたが、さす家の立場からの指摘に学ぶところが多くありましたが、さすまであまれている事にも驚かされました。当然の事とは云え、「坂本事件」についても深い論議が交わされましたが、専門家の立場からの指摘に学ぶところが多くありましたが、専門家の立場からの指摘に学ぶところが多くありましたが、専門家の立場からの指摘に学ぶところが多くありましたが、テレビで覚えました。

この事も問題意識の一つとして、この間数回にわたり私共と労働問題に係わる事が少ないのではとの指摘もありました。議論されました。こんな事も理由の一つで、若手の弁護士が労働組合やあるいは争議団との間の「温度差」についても

ることができました。いずれにしろこうした問題は放置して ること、或いは裏返せば労働側への期待でもある事も理解す であったり、その「差」には各人で大きさにかなりの差のあ まどってしまいました。が、よく聞いてみれば個別争議の事 「差」を感じたことがありませんので参加してみて最初はと 懇談の場を持ってきましたので、解消しないまでも相当改善 おくと拡大する性格を持っていますので、これを良い機会に されたのかなと思っていましたし、私などはもともとこんな が極めて個性的であり、労働組合などとは違って、必ずしも して私としても解消する方向で努力したいと思っています。 始め全体で御確認をいただいたことに感謝します。お呼びい 織労働者の組織化にまで深い関心と意欲を持っていらっしゃ はと思いました。最後に皆様方が、労働運動の問題特に未組 ても団としてのまとまりを保つには大変な努力が必要なので 意見を一致させる必要がないのかも知れませんが、それにし も引き続きのお付合をお願いします。 ただいたことにもお礼申し上げながら、これに懲りずに今後 ること、そして私どもの労働一一○番の提案に支部長さんを さて、今回参加させて頂いた中で感じたことは、皆さん方

# 自由法曹団神奈川支部総会に参加して

救援会 小川国 亜

日頃の救援運動にたいする心あたたまるご支援にあつくお

礼申し上げます。

一端も知ることができました。 団支部総会への参加は、今回で三回目になりました。初め 一端も知ることができました。 一端も知ることができました。

あらたにしました。ありがとうございました。て、弾圧干渉を許さず、諸事件の勝利のために頑張る思いをこれからも、先生方からご指導いただきながら団結を強め

第四、労働者の権利を守るたたか

## 1 東電思想差別事件解決の意義と要因

星山輝男

## 一、全面一括勝利解決

拍手が起こった。 くされた方々の努力に敬意を表します」と発言された瞬 双方代理人に異議のかいことを確認し、「解決のために尽 括和解が成立した。 法廷は喜びと安堵の雰囲気で満たされ、自然発生 東電思想差別事件の当事 年の クリスマスの 青水裁判長が和解条項を読み上げ、 一二月二五目、 者一六五名に関 東京高 裁第 する全面 九 前に 民

和解内容の概要はつぎの通りである。月・二週間という長い厳しい闘いの勝利の瞬間であった。一九七六年一〇月一三日に提訴以来、実に一九年二カ

賃金の是正措置を行なう。
1 在職原告一三一名について、職級、職位、資格、

金を支払う。
2 五地裁の仮執行金三億四千万円のほか、別途解決

平に扱う

3 在職原告らの処遇については、将来にわたって公

的解決と評価されよう。勝利判決の趣旨を十分に活かした、かなり高水準の勝利勝利判決の趣旨を十分に活かした、かなり高水準の勝利勝利決の趣旨をい聞いではあったが、全体的に見れば、五つの地裁

### 二、勝利解決の意義

東電に、 利益 是正と将来にわたる公平処遇を確約させた意義(憲法 労務政策に基づく思想差別を事実上認めさせ、その東電に、真向から憲法論争を挑み、憲法違反の反共 提起を「反組織活動」と妨害する中で、 て日本独占資本の中枢の巨 匹、 資本 原告らが所属する「連合」の東電労組が、この が年に数千億円、 一九条)は計り 知れないほど大きい。 金 七〇 四億円、 経団連の 大エネルギー 従業員 幹部常連企業、 (四万四千人) 法治国家にお -産業である 訴 訟

三条)の意義も誠に大きい。 世史に残る判決を勝ち取った憲法上・法律上(労基法 つの県(群馬・山梨・長野・千葉・神奈川)の地裁で、 都五県の地方裁判所で、堂々と法廷闘争を闘い、五 都五県の地方裁判所で、堂々と法廷闘争を闘い、五 提起を「反組織活動」と妨害する中で、法治国家にお 2 原告らが所属する「連合」の東電労組が、この訴訟

民の不断の努力によって、これを保持しなければなは「この憲法が国民に保障する自由及び 権利は、国は実現できるという実例を付け加え、加えて原告らも、泣く子と大企業には勝てない!」という一種のある 大企業が我が物顔に振舞い、「労働者が何を言って

践で示したのである。 らない」(憲法一二条)という国民の義務を見事に実

りわけ、 防効果があると考えられるし、思想差別で苦しんで 事件の解決は、そうした大企業の使用者に対し 力・関西電力の労働者には「勝利は近いこという強 て是正させる」という勇気を与えたと言えよう。 いる労働者には「どうしても差別を続けるなら闘っ 「思想差別は高くつく」という一種の警告になり、予 信を与えたに違いない。 で苦しんでいる労働者が数多くいる。今度の 在 でも、日本の大企業の 同じ電力で思想差別を闘っている、 中には、不当な思 中部電 っては、 東電差 ح

### 二、勝利の要因

れを陰で支えた家族の存在である。闘いぬいた一六五名の勇気と粘りのある原告とそそして多くの犠牲を払って最後まで権利のために思想差別の是正を求めて法廷闘争に立ち上がり、

してくれた多くの裁判官の存在である。つて(憲法七六条三項)、五つの原告勝利の判決を下って(憲法七六条三項)、五つの原告勝利の判決を下っかり見据え、憲法と法律そして裁判官の良心に従で、事実(巨大な賃金差別・酷い反共労務政策)をしで、事実(巨大な賃金差別・酷い反共労務政策)をした。

切らせる世論を作った目本全国の多くの支援者のしい判決を出す勇気を与え、東電をして解決に踏み更に、こうした原告と家族を励まし、裁判所に正

存在である。

ないところである。 ないところである。 本件事件の解決の決定打になったことは間違いのし」を一蹴した等)勝利判決(一九九四・ 一一・一五) (東電の賃金差別を「故意」と断定し、不当な「あらさが的包囲の運動も最も活発であったが、そこでの優れた 的包囲の運動も最も活発であったが、そこでの優れた 点で、且つ一番多くの原告を擁し、東電に対する社会

た原因を三点だけ挙げておこう。する中で、横浜地裁で高い水準の勝利判決が勝ち取れ、最高裁の、賃金差別事件に関する「会同路線」の存在

の巨大さは決定的であった。 同期同学歴者に比べて年間数百万円という賃金格差1)第一は、賃金差別の酷さの立証の成功である。

神奈川が最初であった。を、膨大な実能調査を武器に、会社に認めさせたのはを、膨大な実能調査を武器に、会社に認めさせたのはと考える。そして、同期同学歴者との大きな賃金格差判所に格差の巨大さを理解させたことは正しかったなお、訴訟手続今上は、七回の請求拡張を行ない裁

策の激しさの立証の成功である。(2)第二は、神奈川での、何人も争えない反共労務政

され 調や弁論で最大限活用した。 、直ちに甲号証として横浜地れた反共自白文書〔生産阻害昭和六三年一二月に、甲府地 最も活動家が多く、 したがって職場の なぜなら、その 裁に提出し 裁に乙号証 者対策の実際 とし 各 ほと 論証 等 て出 運 動

一二年間の横浜地裁をはじめとする原告側の徹底提出は、「棚からぼた餅」では決してなく、提訴以来敵行為」とも評される、東電によるこれら乙号証の奈川の原告の職場のものであったからである。「利 た反共労務政策の主張・立証の成果である。 共労務政策の 実行も、 双方の「拠点」であ 0 た

3) 第三は、神奈川全体での司法反動との闘いと正 動したことである。 L

その一つである。 据えながら、必要な時は裁判所とも激しく論争し横浜地裁での法廷闘争は、裁判官の説得を中心に 昭 和六〇年の、各論に入る前の裁判長忌避も

#### 四 法廷闘争の短縮の 検討すべき若干の 問題 問

1

はいえ、 勝訴までに一八年を要したが、約一○年に 題かある。「総論で勝ち、被告 の各論立証 総論」はもっと短縮できなかった ŧ 2つと短縮は可能であったかも知れな|は許さない!」という方針があったと  $\overline{\mathcal{O}}$ 不当なあら探し カコ と いう問 んだだ

やり カゝ 日 った点は(年一〇 集中審理·集中証 地 裁七民で五 口 拠調」の具体的 人の各  $\bigcirc$ 時から五 論 を七 な実践 時 まで 間 で

> 価 言れ てい

#### 2 弁護団の結 集の問題

ろう。 一三回に及 士 の結集には、 んだ困難な長期裁判とはいえ、常任 いくつかの反省すべき点があいくつかの反省すべき点があれている。常任弁

#### 3 (原告・ 弁護団・支援共闘)の団 結 $\mathcal{O}$

利闘争の発展、若手の団員の労働事件への参加意欲張が、一部で強く主張された。これらは、今後の権名のは、解決に責任を持つ支援共闘である」という主での主張・立証が主であり、会社との解決交渉にはすることは許されない」「弁護団の役割は、法廷闘争 に断 にも影響を与えかねない論点であろう。 は一 おりもなく、裁判官しつも取らない方針 決は運 裁判官に事件の進行 動 でやるから、司 で行く。 反 士が に関して面 動  $\mathcal{O}$ 支援 下 では 共

それだけ から全面一括解決まで関与した弁護団 しかし、こうしたいくつかの問題点が 先に述べた東電事件の勝利解決の巨大な意義自 いささかも減殺され は自信を持って断言できる。 ることはな あ 員とし 状の いったに 作成 せ